

第44回（2022年 オンライン・中国福州）

記載された文化遺産の種類と評価基準の適用について

第44回世界遺産委員会拡大大会で記載された文化遺産の評価基準は以下に示すとおりである。遺産タイプについては、正式な分類は存在せず、便宜上のタイプを示した。

第44回世界遺産委員会拡大大会では、先史時代の遺跡が7件、その他の遺跡（サイト）が13件あった。サイトの一種である文化的景観は6件（公園関係2件、鉱山景観2件含む）あった。最も多く採用された評価基準は、前委員会同様「典型」を示す評価基準(iv)で28件、次に「交流」を示す評価基準(ii)及び「物証」を示す評価基準(iii)が主な評価基準として適用された。評価基準(ii)(iii)(iv)は、それぞれ単独で世界遺産に登録されたものがあつたが、その他の評価基準(i)(v)(vi)は他の評価基準との組み合わせで用いられ、単独での世界遺産登録はなかつた。

表 第44回世界遺産委員会拡大大会で記載された文化遺産のタイプと評価基準

遺産タイプ	該当件数	i 傑作	ii 交流	iii 物証	iv 典型	v 土地利用	vi 無形
遺跡（先史時代）	7	1	0	6	1	3	0
その他の遺跡（サイト）	13	1	10	7	10	0	2
文化的景観	6	0	6	2	5	1	1
建造物群	12	1	7	3	7	0	2
記念物	3	1	0	0	3	0	0
国境を超える資産	4	0	4	3	3	0	0
合計	29	3	26	20	28	4	4

複数の遺産タイプに該当するものがあるため、合計は一致しない。

シリアルノミネーション

第44回世界遺産委員会拡大大会で新規に記載された29件の文化遺産の内、11件が単独の資産範囲からなるものであり、残りの18件が複数の構成資産からなるシリアルプロパティ（連続性のある資産）であつた。構成資産の数が最も多かつたのは、国境を超える資産である「ローマ帝国の国境線：低地ゲルマニアのリメス」（ドイツ／オランダ）の102件であつた。オーストリア、ベルギー、チェコ、フランス、ドイツ、イタリア、英国による「ヨーロッパの大温泉保養都市群」（構成資産11件）は、すでに世界遺産に登録されている英国の「バース市街」を構成資産の一つとする国境を超えるシリアルプロパティとして登録推薦された。

本委員会では、上述の国境を超えるシリアルプロパティが4件審議（全てヨーロッパからの推薦）され、いずれにも記載勧告が出されていた。

表 第44回世界遺産委員会拡大大会で新規に記載された文化・複合遺産の構成資産数

構成資産数	件数	資産名称
1	11	1. フランス共和国「コルドゥアン灯台」 2. インド「テーランガーナー州、カーカティーヤ朝のルドレシュワラ（ラマツパ）寺院」 3. イラン・イスラム国「イラン縦貫鉄道」 4. スペイン王国「ブラド通りとプエン・レティーノ、芸術と科学の景観」 5. トルコ共和国「アルスランテペの墳丘」 6. ルーマニア「ロシア・モンタナ鉱山景観」 7. ブラジル連邦共和国「ロバート・プール・マルクス関連サイト」 8. ウルグアイ東方共和国「技士エラディオ・ディエステの作品：アトランティダ教会」 9. インド「ドーラピーラ：ハラッパーの都市」 10. ヨルダン「アッ＝サルト：寛容と都市の歓待の場」 11. フランス共和国「ニース、リヴィエラの冬季リゾート都市」
3～9	12	1. サウジアラビア王国「ヒマ文化的地域」（構成資産6件） 2. ドイツ連邦共和国「ダルムシュタットのマチルダの丘」（構成資産2件）

構成資産数	件数	資産名称
		3. イタリア共和国「パドヴァの14世紀のフレスコ画作品群」（構成資産4件） 4. ベルギー王国、オランダ王国「慈悲の居留地」（構成資産3件） 5. ペルー共和国「チャンキーヨの太陽観測所と儀礼の中心地」（構成資産2件） 6. コートジボワール共和国「コートジボワール北部のスーダン様式のモスク群」（構成資産8件） 7. イラン・イスラム国「ハウラマン／ウラマナットの文化的景観」（構成資産2件） 8. ドイツ連邦共和国「シュパイアー、ヴォルムス、マインツのシュムサイト」（構成資産4件） 9. チリ共和国「アリカ・イ・パリナコータ州のチンチョーロ文化の集落と人工的ミイラ」（構成資産3件） 10. ロシア連邦「オネガ湖と白海のペトログリフ」（構成資産2件） 11. スロベニア共和国「リュブリャナのヨジェ・プレチニックの作品—人間中心の都市デザイン」（構成資産7件） 12. 英国「ウェールズ北西のスレート景観」（構成資産6件）
10以上	6	1. <u>オーストリア共和国、ベルギー王国、チェコ共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、英国「ヨーロッパの大温泉保養都市群」（構成資産11件）</u> 2. 中華人民共和国「泉州：中国宋-元の世界のエンポリウム」（構成資産22件） 3. オーストリア共和国、ドイツ連邦共和国、ハンガリー、スロバキア共和国「ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス（西側部分）」（構成資産77件） 4. 日本国「北海道・北東北の縄文遺跡群」（構成資産17件） 5. オランダ王国、ドイツ連邦共和国「ローマ帝国の国境線：低地ゲルマニアのリメス」（構成資産102件） 6. イタリア共和国「ポローニャのポルチコ」（構成資産12件）
合計	29	

## 拡張登録

第44回世界遺産委員会拡大大会合では、「作業指針」第165段落の「重大な境界線の変更」に基づいた文化遺産の拡張として、「オランダのウォーター・ディフェンス・ライン群（1996年に評価基準(ii)(iv)(v)に基づいて記載された「アムステルダム・ディフェンス・ライン」の拡張登録）」（オランダ）と、「フランシスコ会のトラスカラの聖母被昇天の修道院と大聖堂群」（『ポボカテトル山腹の16世紀初頭の修道院群』（1994年登録、評価基準(ii)(iv)）の拡張（メキシコ）の2件が行われた。どちらも評価基準の変更はなかったが、拡張後の資産を適切に表すように名称変更が行われた。

なお、「オランダのウォーター・ディフェンス・ライン群」は、「拡張登録」として申請されていたが、「アムステルダム・ディフェンス・ライン」の一部範囲を資産範囲から削除して、新たな範囲を加える提案であった。イコモスは締約国から削除が提案された構成資産の内、顕著な普遍的価値及び完全性の観点から重要であると判断した一部の構成資産の削除を認めず、情報照会勧告を出していたが、委員会での審議の結果、拡張が承認された。

## 過去の委員会決定が新規推薦に及ぼす影響：古代泉州市（「サイトン」）

開催国である中国から推薦されていた「泉州：中国宋・元の世界のエンポリウム」は、第42回世界遺産委員会（2018年）で情報照会となった資産の再推薦であった。2018年当時の資産名称は「古代泉州市（サイトン）の歴史的記念物・遺跡」であった。イコモス勧告では「不記載」であったが、委員会審議により、評価基準(ii)(iii)(vi)を満たす潜在的可能性が高いという文言を付した情報照会となっていた。本委員会には、評価基準(ii)(iii)(vi)に基づいて構成資産を増やし名称を変更して再推薦され、イコモスは前回のとは異なり、評価基準(iv)に基づいて記載する勧告を出し、世界遺産一覧表に記載された。